

北海道情報大学 教員の任期に関する規程実施細則

(趣 旨)

第1条 この細則は、北海道情報大学における教員の任期に関する規程第4条及び第5条の規定に基づく審査に関して、必要な事項を定めるものとする。

(業績審査に必要な書類)

第2条 再任を希望する者は、任期満了の日の8ヶ月前までに、業績審査に必要な次の各号に掲げる書類を学長に提出するものとする。

- (1) 任期中の業績説明書（再任後の任期における計画を含む。）(2,000字程度)
- (2) 教員個人調書
- (3) 教育研究等業績調書
- (4) その他審査に有用な資料

(業績審査)

第3条 学長は、前条の書類を受理したときは、業績審査を教員任用推薦委員会に委託する。

2 教員任用推薦委員会は、任期満了の6ヶ月前までに、業績審査結果を学長に答申しなければならない。

(再任の可否の決定)

第4条 再任の可否の決定は、前条第2項の答申を受け、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

2 再任審査は、再任希望者の在任中における研究業績、教育業績、社会貢献実績等を総合的に勘案し、判定する。

(再任の可否の決定に対する異議申立て)

第5条 再任を否と決定された再任を希望する者が、その結果を不服とする場合には、当該決定通知を受理した日から7日以内に、学長に異議を申立てることができる。

(再審査委員会)

第6条 前条の異議申立てがあった場合、学長は審査結果について説明を行い、必要と判断した場合には、再任再審査委員会（以下「再審査委員会」という。）を設置する。

2 前項の再審査委員会は、次に掲げる者をもって構成する。ただし、第3号及び第4号の委員には、第3条に基づく審査を行った教授を選出することができないものとする。

- (1) 学長
- (2) 理事又は副学長のうちから学長が指名する者
- (3) 各学科から選出された教授 各1名
- (4) その他学長が必要と認めた者 若干名

3 再審査委員会に委員長を置き、学長をもって充てる。

4 委員長は、再審査委員会を招集し、その議長となる。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、前項の職務を代行する。

6 再審査委員会は、委員の4分の3以上の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

7 再審査委員会の議事は、出席委員の4分の3以上をもって決する。

(再任の再審査)

第7条 再審査委員会委員長は、再審査委員会設置後速やかに会議を開催し、再任の再審査を行う。

- 2 再審査委員会は、必要に応じ委員以外の者及び再任を希望する者に意見を求めることができる。
- 3 再審査委員会は、任期満了の3ヶ月前までに、再任の再審査結果を学長に答申しなければならない。

(再任の可否の再決定)

第8条 再任の可否の再決定は、前条第3項の答申を受け、教育研究評議会の議を経て、学長が行う。

(実施に関し必要な事項)

第9条 この細則の実施に関し必要な事項は、教育研究評議会の議を経て、学長が定める。

附 則

この細則は、平成28年2月18日から施行する。